

技能講習の同時申込みの方に割引制度を設けました

5月実施の講習から2000円の割引を実施

(社)日本クレーン協会東海支部

当支部で実施している玉掛け、玉掛け・クレーン運転特別教育併合、小型移動式クレーン運転、床上操作式クレーン運転の各技能講習の受講料については、従来、科目免除者及び玉掛けの特例対象者の方について2000円を割り引いていましたが、これら技能講習について同時申込みされる方についても、次により受講料を2000円割引くこととしましたので、ご利用いただきますようご案内します。

実施は、講習初日がいずれも平成24年5月1日以降の講習からとします。

割引は、学科講習が後となる講習の受講料から割引きます。

ただし、その講習が科目免除者(注1)及び玉掛の特例対象者(注2)として割引の対象となる場合には同時申込みの割引はいたしません。

対象は、原則として同時予約・同時申込みの方としますが、既に申し込んだ講習の締切日(講習開始7営業日前)前に別途講習を申し込みされる方も対象とします。この場合には、にかかわらず、後から申し込む講習の受講料から割引きます。

同時申込みの割引があった場合に、割引の対象となっていない講習を取り消す場合の手数料は、本来の手数料のほか、割引料を加えた金額とします。

修了試験が不合格となった場合でも割引料の返還は求めません。

(注1) 科目免除者 以下のいずれかの資格をお持ちの方

【クレーン・デリック運転士】【クレーン運転士】【デリック運転士】【移動式クレーン運転士】【揚貨装置運転士】【玉掛け技能講習(一般)】【床上操作式クレーン技能講習】【小型移動式クレーン技能講習】

(注2) 玉掛の特例対象者 次のいずれかの業務に6ヵ月以上実務経験がある方

- (1) つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛けの補助作業の業務
- (2) 玉掛け特別教育終了者で、つり上げ荷重1トン未満のクレーン等の玉掛け業務